



暑中お見舞い
申し上げます

桶屋事務所だより



編集発行人
桶屋税理士事務所
税理士 桶屋泰三
〒930-0096
富山市舟橋北町7-15
TEL.076(441)2322・FAX 076(441)1999
<http://okeya.zei-mu.jp>

8月

(葉月) AUGUST

日	1	15	29
月	2	16	30
火	3	17	31
水	4	18	・
木	5	19	・
金	6	20	・
土	7	21	・
日	8	22	・
月	9	23	・
火	10	24	・
水	11	25	・
木	12	26	・
金	13	27	・
土	14	28	・

8月の税務と労務

- 国 税 / 7月分源泉所得税の納付 8月10日
- 国 税 / 6月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 8月31日
- 国 税 / 12月決算法人の中間申告 8月31日
- 国 税 / 9月、12月、3月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 8月31日
- 国 税 / 個人事業者の消費税等の中間申告 8月31日
- 地方税 / 個人事業税第1期分の納付 都道府県の条例で定める日
- 地方税 / 個人住民税第2期分の納付 市町村の条例で定める日

ワンポイント 納税者権利憲章

納税者の税務に関する権利・義務をわかりやすい言葉で説明した公文書。現在、OECD加盟国中、英米仏や韓国など24カ国が制定しており、納税者憲章、納税者権利宣言などの呼び方があります。我が国でも政府税制調査会が平成22年度税制改正で、その制定について1年以内を目標に結論を出すとしています。

小規模宅地等の 減額特例の

改正ポイント

小規模宅地等の減額特例は、相続後に事業等を継続しない場合など、制度の趣旨にそぐわない場合でも一定の減額が可能でしたが、平成二十二年度税制改正により、平成二十二年四月一日以後の相続から厳格適用となりました。今回の改正のポイントは、次の四点です。

1 小規模宅地等の要件の見直し

改正前は、相続人等が相続税の申告期限まで事業又は居住の継続をしない小規模宅地等についても、上限面積二〇〇㎡・減額割合五〇％の減額特例の適用

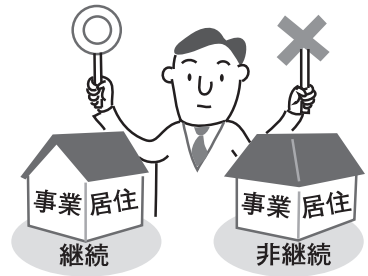
を受けることが可能でしたが、改正により、対象外とされました（図表1参照）。

2 共同相続した場合の見直し

改正前は、課税の特例が受けられる小規模宅地等を複数の者が共同で相続等により取得した場合には、その取得者のうち一人でも適用要件を満たす者がいるときは、その小規模宅地等の全体が八〇％減額割合の対象とされていましたが、改正により、その取得者ごとに適用要件を判定することになりました（図表2参照）。

3 宅地の上に存する 一棟の建物のうちに 居住用とそれ以外の 部分がある場合の見直し

改正前は、宅地の上に存する一棟の建物のうち、居住用部分が含まれている場合には、特定事業用宅地等に該当する部分以外すべての部分が特定居住用宅地等と同様の上限面積・減額割合とされてきましたが、改正により、図表3のように、特定居住用宅地等の要件に該当する部分とそれ以外の部分がある場合には、部分ごとに按分して減額割合を計算することになりました。



4 複数の居住用宅地等がある場合の特例適用の明確化

改正前は、被相続人等の居住の用に供していた宅地等が複数存在する場合には、小規模宅地等の課税の特例の適用について明確な規定がありませんでしたが、改正により、特例の対象が「主として居住の用に供していた一の宅地等に限る」と明文化されました。

5 事前にできる 主な相続税対策

相続税には「五、〇〇〇万円＋法定相続人一人当たり一、〇〇〇万円」という基礎控除枠があり、この枠内なら相続税はかかりません。これまで、小規模宅地等の特例を利用することで相続財産を枠内に収められたケースも多くありました。今回の改正により課税が強化

- され、今後も相続税の課税対象者を増やす方向の改正が行われる可能性が高いので、次のような対策の検討が有効です。
- (1) 年間一〇〇万円の贈与税基礎控除の活用
子供だけではなく、子供の配偶者や孫にも使うとより効果的です。
 - (2) 贈与税の配偶者控除
婚姻して二〇年以上の配偶者への居住用不動産又はその取得金銭の贈与は、二、〇〇〇万円まで控除できます。
 - (3) 相続時精算課税制度
二、五〇〇万円までの財産に対する贈与税の課税を相続発生時まで繰り延べる方法で、値上がりが見込まれる資産により有効です。
 - (4) 住宅取得等資金の贈与税非課税
平成二十二年中は一、五〇〇万円、二十三年中は一、〇〇〇万円まで住宅取得等資金の贈与が非課税。「直系尊属」からの贈与であればいいので、受贈者は二〇歳以上ならば子供だけではなく孫なども対象となります。

(図表1) 小規模宅地等の減額特例

宅地等		改正前		改正後	
		上限面積	軽減割合	上限面積	軽減割合
事業用	事業継続	400㎡	▲80%	400㎡	▲80%
	非継続	200㎡	▲50%	—	—
不動産貸付	事業継続	200㎡	▲50%	200㎡	▲50%
	非継続	200㎡	▲50%	—	—
居住用	居住継続	240㎡	▲80%	240㎡	▲80%
	非継続	200㎡	▲50%	—	—

適用対象から除外

- (注) 1. 事業継続又は居住継続とは、相続税の申告期限(相続開始後10カ月)まで事業又は居住を継続する場合をいいます。
2. 「宅地等」とは、宅地および借地権をいいます。

(図表2) 共同相続の場合

例) 配偶者と居住しない子が共同相続すると…

従来	配偶者	▲80%
	居住しない子	▲80%
一部でも配偶者が相続すれば 居住しない子も▲80%だった		
4月以降	配偶者	▲80%
	居住しない子	減額無し

(図表3) 一棟の建物のうちに居住用とそれ以外の部分がある場合のイメージ図

〈改正前〉		→	〈改正後〉	
4F	居住用部分	居住用があれば 全体が80%減額	4F	居住用部分 — 特定居住用 240㎡・80%減額
3F	貸付用部分		3F	貸付用部分 — 200㎡・50%減額
2F	貸付用部分		2F	貸付用部分 — 200㎡・50%減額
1F	貸付用部分(空室)		1F	貸付用部分(空室) — 減額適用なし

暑中のご挨拶



暑中お見舞い申し上げます。

「所得控除から手当てへ」との政府の方針の下、6月から子ども手当が支給され、また、高校の実質無償化が行われることに伴い、年少扶養控除（0歳～15歳）や特定扶養控除の一部（16歳～18歳までの部分）が来年1月から廃止されます。今後は配偶者控除が所得控除見直しの対象になる予定です。

4月からの改正労働基準法の施行により、時間外労働の法定割増賃金率が見直され、1か月当たり60時間を超える場合の法定割増賃金率が従来の25%以上から50%以上に引き上げられています。また、労働者と事業主との間で協定を結ぶことにより、年5日を限度として年次有給休暇を時間単位で取得できるようになりました。ただし、割増賃金については、当分の間、中小企業への適用は猶予されています。

無駄な歳出削減のため、公開で何度か行われている政府の「事業仕分け」が、国民にはわかりやすく映り好評のようです。短時間で正しい判断が下せるのか、金額的な効果が少ないものもあるなどの指摘もありますが、継続的に仕分け作業を進めてもらいたいものです。

皆様方の益々のご発展とご健勝を祈念し、ご挨拶といたします。

アパート増築の場合の借入金利子

アパートの新築にかかる借入金利子は、所得税法第37条（必要経費）の規定を厳密に解釈すると、まだその新築するアパートについて家賃収入がないことから、不動産所得の金額の計算上、必要経費に算入することはできず、資産の取得価額に算入されます。

しかし、新規にアパート経営を始めるのではなく、既に別のアパートを所有し、不動産所得が生じるような業務を行っている場合には、新しいアパートを建築することも業務の拡張行為であると考えられます。

したがって、その場合の借入金利子は、不動産所得を生ずべき業務を遂行する上で生じたものとして、その支払った年分の必要経費に算入することができます。

労働組合主催の運動会への援助金

労働組合のレクリエーション活動として、組合の役員と組合員、その家族等が参加する、労働組合主催の運動会が開催されることがあります。そのような場合、会社がその運動会に援助金を支給することもしばしばあると思います。

労働組合に対して、使用者としての立場である会社が、そのレクリエーション費用を援助することは、金銭の無償贈与となり、法人税法上の寄付金となります。なお、この場合は、「一般の寄附金」として扱われ、他の「一般の寄附金」と合計して損金算入限度額の範囲内で損金の額に算入されることとなります。